

学校開放に関する条例・規則等（抜粋）

○石狩市立学校施設使用料条例

（使用料）

第3条 前条各号に掲げる学校施設の使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、教育委員会（以下「委員会」という。）が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

3 第1項に規定する使用料は、委員会が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

（使用料の還付）

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表（第3条関係）

1 各小中学校

種別	使用料	
	単位	金額
厚田区内の屋内体育館	1時間につき	500円
浜益区内の屋内体育館		500円
上記以外の屋内体育館		700円
グラウンド		300円

○石狩市立学校施設使用料条例施行規則

（使用料の減免）

第2条 条例第3条第3項に規定する特別の理由による使用料の減免は、別表のとおりとする。

2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ使用申請書兼減免申請書、又は使用許可申請書兼減免申請書により教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

3 前項の規定に基づく使用料の減免について決定したときは、使用承認書兼減免承認書、又は使用許可書兼減免承認書を申請者に交付するものとする。

（使用料の還付）

第3条 条例第4条ただし書きの規定による使用料の還付については、次に掲げるところによる。

- (1) 使用者の責に帰さない理由で使用できないとき。 全額
- (2) 使用者が使用日の5日前までに使用の変更、または取り消しを申請したとき。 全額
- (3) 学校、委員会または市の事業等により使用を取り消したとき。 全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会がやむを得ないと認めるとき。 委員会が必要と認める額

別表（第2条関係）

項	区分	減免率	
1	市が公用で使用する場合	10/10	
2	市内の社会教育関係団体が本来の活動のために使用する場合	(1) スポーツ少年団、こども会その他中学生以下の教育を目的とする団体のうち、その構成員の8割以上が中学生以下の団体が使用する場合	10/10
		(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が別に定める団体が使用する場合	5/10
3	市内の幼稚園、保育所及び認定こども園（市が設置するものを除く。）が教育又は保育活動のために使用する場合	10/10	
4	委員会が別に定める福祉関係団体が本来の活動のために使用する場合	5/10	
5	市内の町内会（自治会を含む。）が本来の活動のために使用する場合	5/10	
6	その他委員会が認める場合	(1) 公益性が認められる場合で委員会が別に定めるもの	10/10
		(2) 前号に掲げるもの以外のもの	5/10

○石狩市学校の体育施設の開放に関する規則

(方針)

第2条 地域住民がスポーツに親しみ、健康で文化的な生活を送ることができるよう、学校開

放の条件整備を図るとともに学校教育に支障のない範囲で学校開放事業を推進する。

(学校開放の指定)

第3条 学校開放を行う学校は、教育長が別に指定する。

(管理及び運営)

第4条 学校開放の管理及び運営は、教育委員会（以下「委員会」という。）が行い、当該学校の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(開放施設)

第5条 学校開放の対象施設（以下「開放施設」という。）は、体育館及びグラウンドとする。

(施設の使用)

第6条 開放施設は、運動競技及び身体運動であって、心身の健全な発達を図るために使用するものとする。

(使用対象者)

第7条 開放施設を使用することができるものは、石狩市に在住し、在勤し、又は在学する者が浜益区を除く石狩市の区域内の開放施設にあつては10人以上、浜益区の区域内の開放施設にあつては5人以上で構成する団体で、責任者としての成人が1人以上含まれているものとする。

○石狩市学校の体育施設の開放に関する規程

(指定する学校)

第2条 規則第3条の規定に基づき指定する学校は、次のとおりとする。

小学校	石狩八幡小学校、生振小学校、花川小学校、双葉小学校、南線小学校、紅南小学校、花川南小学校、緑苑台小学校及び浜益小学校
中学校	石狩中学校、花川中学校、花川北中学校、花川南中学校、樽川中学校及び浜益中学校
義務教育学校	厚田学園

(開放期間等)

第3条 規則第5条に規定する開放施設の開放期間及び停止日は、別表第1のとおりとする。

ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に停止日を設けることができる。

2 開放時間は、別表第2のとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の申請)

第4条 規則第8条の規定により、開放施設を定期的又は継続的に使用しようとするものは、次の各号に掲げる区域内の開放施設の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、石狩市学校開放使用申請書兼減免申請書(別記第1号様式)により教育長に申請しなければならない。ただし、教育長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 厚田区及び浜益区を除く石狩市の区域内の開放施設

ア 5月1日から10月31日までの開放期間 3月1日から3月20日まで

イ 11月1日から翌年4月30日までの開放期間 9月1日から9月20日まで

(2) 厚田区及び浜益区の区域内の開放施設 使用する日の7日前まで

(使用の調整)

第5条 前条の申請に係る使用学校又は日時に重複があったときは、社会教育課、厚田区生涯学習課又は浜益区生涯学習課が使用申請の調整を行うものとする。

2 開放施設の使用人数は、原則として10人以上とする。

3 同一団体が開放施設を使用できる回数は、1週間に2回以内とする。

別表第1 (第3条関係)

厚田区及び浜益区を除く石狩市の区域内の開放施設

開放期間	(1) 体育館 通年 (2) グラウンド 5月1日から10月31日まで
停止日	毎週1回及び12月25日から翌年1月7日まで

厚田区及び浜益区の区域内の開放施設

開放期間	(1) 体育館 通年 (2) グラウンド 5月1日から10月31日まで
停止日	12月25日から翌年1月7日まで

別表第2（第3条関係）

厚田区及び浜益区を除く石狩市の区域内の開放施設

施設	区分	開放する曜日	開放する時間
体育館	小学校	月曜日から金曜日まで	午後6時30分から午後9時まで
		土曜日	午後2時から午後9時まで
		日曜日	午前9時から午後9時まで
	中学校	全曜日	午後7時から午後9時まで
グラウンド	小学校	月曜日から土曜日まで	午前5時から午前7時30分まで
		日曜日	午前5時から午後7時まで
	中学校	全曜日	午前5時から午前7時30分まで

厚田区及び浜益区の区域内の開放施設

施設	区分	開放する曜日	開放する時間	
体育館	小学校	月曜日から金曜日まで	午後6時30分から午後9時まで	
	中学校		午後7時から午後9時まで	
グラウンド	小学校		月曜日から金曜日まで	午前5時から午前7時30分まで
	中学校			

○石狩市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、石狩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員をして補助執行させるため、必要な事項を定めるものとする。

（保健福祉部職員への補助執行）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を保健福祉部の職員に補助執行させる。

- （1） 教育相談の受付に関すること。
- （2） 幼稚園教育の振興に関すること。
- （3） 幼稚園就園奨励費に関すること。
- （4） 青少年リーダーに関すること。
- （5） 青少年の体験活動に関すること。

- (6) 青少年教育関係団体の育成に関すること。
- (7) 学校体育施設の開放に関すること。